

『蘇齋筆記』訳注稿——經・書

吉田純

18
手稿本

古文尚書誠不無可疑然皆平實正大中多精粹足以仰窺聖道且行世已久何苦而必力攻之若以某句同見某書則古籍之同異互見何可勝原愚嘗謂禮記今列於五經禮記成於漢時即公羊傳亦至漢時始著竹帛大戴記公冠篇明有漢昭冠辭不聞有人撰一書以別擇之而獨於古文尚書處尋隙至如闇若據者逞其口角全無儒者慎言氣象此治經者所宜戒也

『古文尚書』はまことに疑義がある。しかしどの篇も虚飾なく正当であり、中によく練れていて純粹なところも多く、聖道をあおぎ見るのに十分である。かつ世に行われることすでに久しく、何を苦しんで無理やり攻めることがあるうか。

ある句が別の何かの書物に見えているのなど、古典籍の異同が両書間でたがいに見えるのは、どちらが原本と決められようか。

わたしが昔言つたことだが、『礼記』は現在では五經のなかに列ねられているけれども、その『礼記』は漢代にまとめられたものである⁽¹⁾。たとえば『公羊伝』もやはり漢代に至ってはじめて竹簡、帛書に記されたものである。『大戴礼』の「公冠」篇にはつきりと前漢昭帝の冠辭がある。それなのにだれかが書物を著してそれらを振るいにかけたというのは聞いたことがない。

ただ『古文尚書』についてのみ到るところあらざがしをし、闇若⁽⁴⁾のような者は口角に泡を飛ばして儒者の「慎言」⁽⁵⁾の気風が全く無い。これは治經者のつつしまねばならないことである。

古文尚書、誠不無可疑。然皆平實正大、中多精粹、足以仰窺聖道。且行世已久、何苦而必力攻之。若以某句同見某書、則古籍之同異互見、何可勝原。愚嘗言、禮記今列於五經、禮記成於漢時。即公羊傳、亦至漢時始著竹帛。大戴記公冠篇、明有漢昭冠辭。不聞有人撰一書以別擇之。而獨於古文尚書、處處尋隙、至如闇若據者、逞其口角、全無儒者慎言氣象。此治經者所宜戒也。

注

- (1) 編者戴聖は前漢の人である。
- (2) 何休序「伝春秋者非」下『公羊疏』に引く戴宏序に「子夏伝与公羊高、高伝与公羊平、平伝与公羊子地、地傳与公羊子敢、敢傳与公羊子壽、至漢景帝時、壽乃其弟子齊人胡母子都、著於竹帛」とあり、『公羊傳』隱公二年「紀子伯莒子晉于密」云々下の何休『解詁』にも「其說曰授相伝、至漢公羊氏及弟子胡母生等、乃始記於竹帛」とある。
- (3) 『大戴禮』「公冠」篇に「孝昭冠辭」を戴せる。
- (4) 閻若璩は『尚書古文疏証』八巻の著者。
- (5) 次条の注を見よ。

定本

爲學之法、聖人早以三言示之。曰多聞、曰闕疑、曰慎言。此千古讀經讀史著書爲文之要義。

學問のおきては孔子がつとに三つの言葉で示している。すなわち多聞、闕疑、慎言。これは経書を読み史書を読み著書し文を作るにあたっての久遠の肝要事である。

注

- (1) 『論語』為政に「多聞闕疑、慎言其余則寡尤」とある。この三つは翁方綱にとって「治經」の法三章であった。

手稿本

易有聖人十翼爲宗主。凡後人所詮釋其合於此者即得經義。其外乎此者即乖經義矣。是以易極難言而千萬世有所適從也。若書詩則聖人未有明著以示後人之語就其可徵者自必以時之最在前者衷之而豈得斥序爲不足信耶。即以春秋聖人筆削之旨當日游夏莫能贊一辭。就傳於今者獨賴三傳耳。左氏最為可據即或偶出斷制一二處未必其果盡合於聖心要亦無害於後人之資考也。顧有三傳束高閣之說者無傳則經何所取證乎。雖以公羊之多失亦尚並存以資印證而况左氏傳乎。斥序詩者之見正與三傳束閣之見等耳。

定本

易有聖人十翼爲宗主。凡後人所詮釋、其合於此者即得經義、其外乎此者即乖經義矣。是以易極難言而千萬世有所適從也。若書詩則聖人未有明著以示後人之語。就其可徵者自必以時之最在前者衷之、而豈得斥序爲不足信耶。即以春秋聖人筆削之旨、當日游夏莫能贊一辭、就傳於今者、獨賴三傳耳。左氏最為可據、即

或偶出斷制一二處、未必其果盡合於聖心、要亦無害於後人之資考也。顧有三傳束高閣之說者、無傳則經何所取證乎。雖以公羊之多失、亦尚竝存以資印證、而況左氏傳乎。斥書詩序末之見、正與三傳束閣之見等耳。

注

(1) 唐の盧仝の春秋学を指す。韓愈「寄盧仝」詩、「春秋三伝束高閣、獨抱遺經窮始終」。

『易』には宗主たる孔子の『十翼』がある。すべて後の世の人が解き明かしたことで、これに合っていれば經義を得ており、これに外れていれば經義にもとっている。そういうことで『易』は極めて難解ながら千年万年にわたってつきしたがうものがある。『書』『詩』などは孔子が明らかに著して後の世の人々に示した言葉がない。そこで、証拠になるのは、どうしても時代のもつとも古いものをもつてそのよいところを得ることになる。そうでありながらどうして「序」を名指しして信ずるに足りないといえようか。

たとえば『春秋』で孔子が刪定した趣旨は、當時弟子の子夏、子游も一言も書けないのでいたから、現在に伝わるものはただ『三伝』を頼みにするだけである。『左氏伝』がもつとも依據することができ、たとえたまさか一、二箇所断がって必ずしも結果的に全部は孔子の心に合致しないとしても、ようは後の時代の人の参考に資するのに害にはならない。

ただ唐の盧仝のよう『三伝』を束ね書架の高所に置いて見ないという説の者があるが、伝なくては經はどこから証をとるというのか。たとえ失点の多い『公羊伝』といえども、やはりならび存して

21 手稿本

書序升自陋_{湯誓}至于大堺_{仲虺之誥}之類非當日實見其事何由知之序豈可議耶

定本

書序、升自陋_{湯誓}至于大堺_{仲虺之誥}之類、非當日實見其事、何由知之。序豈可議耶。

『尚書』の『序』の「陋白りす」(湯誓)から「大堺に至る」(仲虺之誥)の類は當時そのことを実際に見なければ、何によつてそんなことが知られようか。『序』はどうしてせめたてることができようか。

22 手稿本

豈惟古文尚書可疑而不必攻擊即以舜典篇首二十八字皆知姚方興本之非古此本是堯典有孟子諸書可据是則疑此二十八字之說較疑古文更為可從矣然而舜典今自為篇亦久在學官於仰瀆古書大義無乖則其合堯典是一篇固學者所宜知而实無庸特著於刪例也且即以易之彖傳象傳本自別為篇次不与卦辭爻辭接連而今俗塾讀本相沿既久尚未能遽改况舜典篇首二十八字乎凡今博雅嗜古之士斷斷於古文之宜別裁及舜典篇首之宜芟者不過欲見其立異而已非果精心以治經也

があろうか。たとえば「舜典」篇首の二十八字は荀子の明帝の建武四年に吳興の姚方興が大航頭で得た「古文舜典」で、古のものでないことはだれもが知っている。そして「舜典」とされている部分が本来「堯典」であったことには「孟子」^(一)その他の依據できる古い文献がある。つまりこの二十八字を疑う説は『古文尚書』全体を疑うのにくらべて一層従いやすい。

しかしながら「舜典」はいま、独立して一篇をなすこと久しく、学官で古書の本源をあおぎおさめるにも大義にはそむいていないから、「舜典」篇が「堯典」篇と合わせて「堯典」篇一篇であるというのも、もちろん学者が知つておかなければならぬことではあるが、実際のところ、それを特別に刪定の例に著すのは無用のことである。

豈惟古文尚書可疑而不必攻擊。即以舜典篇首二十八字、皆知姚方興本之非古。此本是堯典、有孟子諸書可据、是則疑此二十八字之説、較疑古文更為可從矣。然而舜典今自為篇亦久、在學官於仰瀆古書、大義無乖、則其合堯典是一篇、固學者所宜知、而實無庸特著於刪例也。且即以易之彖傳、象傳、本自別為篇次、不與卦辭爻辭接連、而今俗塾讀本相沿既久、尙未能遽改。況舜典篇首二十八字乎。凡今博雅嗜古之士、斷然於古文之宜別裁、及舜典篇首之宜芟者、不過欲見其立異而已。非果精心以治經也。じつは一所懸命に治經をしていない。

どうして『古文尚書』に疑義があるのに攻撃を必要としないこと

注

(1) 『孟子』万章上に、「堯典曰、二十有八歳、放歎乃徂落、百姓如喪考妣、三年、四海遐密八音」と、現行五十八篇本で「舜典」とされて

いる部分が、『孟子』の時代には「堯典」とされていたことをいう。

でこれを疑う者がいるが間違っている。ただ「堯典」で羲仲、羲叔、和仲、和叔に分命した四節から、唐、虞の時代の四時は現在と同じであったと分かる。別段多言を要することではない。

さらに、夫子は顏淵に「夏の時を行え」と告げている⁽²⁾が、もし唐、虞がいずれも建寅であつたならばどうして夫子はわざわざ夏を取り上げたのか、と疑う人がいる。これもやはり見当違いである。夫子

のいった「夏の時を行え」というのは、諸々の政令をみな夏の順序に依つて行えというのが「夏の時を行え」の趣旨である。ただ建寅のことだけをいったのではない。詳しくは私の『論語附記』に見えている⁽³⁾。

注

王肅謂唐虞皆建寅後人或有疑之者非也第觀堯典分命四節則知唐堯時四序與今同矣何必多言爲哉又或疑夫子告顏淵行夏之時若唐虞皆建寅則何以夫子專舉夏乎此又不然夫子所謂行夏之時謂諸政令皆依夏之次序行之此謂行夏之時也非專謂其建寅也詳見愚論語附記

定本

王肅謂唐虞皆建寅。後人或有疑之者、非也。第堯典分命四節、則知唐堯時四序與今同矣。何必多言爲哉。又或疑夫子告顏淵行夏之時、若唐虞皆建寅、則何以夫子專舉夏乎。此又不然。夫子所謂行夏之時、謂諸政令皆依夏之次序行之、此謂行夏之時也。非專謂其建寅也。詳見愚論語附記。

24

手稿本

王肅は唐、虞はいずれも建寅であつたといつてゐる。⁽¹⁾後の世人

即如大禹謨六府三事一節藉使其襲用文七年春秋傳而其善政養民修和功叙諸語之賅貫已周密之至矣危微精一節藉使其襲用道經而

其括四語承一中已精粹之極矣况此乃千古至大至精之文何有以此襲彼之說耶愚讀古文疏證欲擧所當駁者一々正之作訂闇一編類於一簡以示後學則彼攻古文者之徒自若不待辨而自詆矣既而又思轉笑此輩無識今不值得如此作也姑識此使學者知之

定本

卽如大禹謨六府三事一節、藉使其襲用文七年春秋傳、而其善政、養民、修、和、功敍、諸語之賅貰、已周密之至矣。危微精一節、藉使其襲用道經、而其括四語、承一、中、已精粹之極矣。況此乃千古至大至精之文何有以此襲用之說耶。愚讀古文疏證、欲舉所當駁者、一一正之、作訂闇一編、類於一簡、以示後學、則彼攻古文之徒、自若不待辨而自詆矣。既而又思、轉笑此輩無識、今不值得如此作也。姑識此、使學者知之。

たとえば「大禹謨」の「六府三事」の一節がかりに『春秋左氏』伝文公七年の伝の一部をとつて使つてているとしても、そこへ至るまでの「大禹謨」の「徳惟善政」「政在養民」「水火金木土穀物惟修」「厚生惟和」「九功惟敍」の諸語がまとまり一貫していることは、すでに綿密さの至りである。

同じく「大禹謨」の「人心惟危、道心惟微、惟精惟一、允執厥中」の一節がもし『荀子』解蔽に引く『道經』をとつて使つているとしても、四句にまとめ『道經』にはない後ろ二句を「一」「中」で受

け止めているのは、すでに精密にして純粹の極みである。ましてや此處は永遠に至極大きく、至極精密な文章である。どうして「大禹謨」のほうが『道經』をとつて使うという説があらうか。わたくしは閻若璩の『尚書古文疏証』を読み反駁せねばならないところを列挙し、一つ一つそれを正し『訂闇』一編を作り、反駁すべきところに個条書きにし後につづく学者に明示したいと思つたが、古文を攻撃する者たちはそのまで辨証を待たずに自ら屈伏するであろう。そしてさらにかえつてこの輩は無知だからいまさらこのようないきなり作物をつくるのに値しないと笑つた。暫時これをしるして学者に知らせることにする。

25 手稿本

漢熹平石經存字無多矣洪氏隸釋尚是傳鋟板本耳今所及見者孫氏硯山齋所藏是南宋越州石氏本也殷庚不其或楷自怒曷瘳楷作迺怒作怨嘉績于朕邦嘉作綏此皆足資治經之考證者惜不得多見古拓本也然此特偶記一二以見漢石經之有裨耳慎勿使嗜異者聞之致啓改經之漸

定本

漢熹平石經、存字無多矣。洪氏隸釋、尚是傳鋟板本耳。今所及見者、孫氏硯山齋所藏、是南宋越州石氏本也。殷庚、不其或楷

自怒曷瘳、稽作廸、怒作怨。嘉績于朕邦、嘉作綏、此皆足資治經之考證者。惜不得多見古拓本也。然此特偶記一二、以見漢石經之有裨耳。慎勿使嗜異者聞之、致啓改經之漸。

漢の熹平石經はのこっている部分が少ない。洪适の『隸釡』などは伝抄の板本に過ぎない。いまなんとか見られるものは孫氏硯山齋所藏の南宋越州石氏本である。

その本では盤庚中篇の「不其或稽自怒曷瘳」で「稽」を「廸」に作り「怒」を「怨」に作っている。盤庚下篇の「嘉績于朕邦」で「嘉」を「綏」に作っている。これらはいずれも治經する考証学者のたすけとなるに足る。残念なことは古い拓本を数多くは眼にするのができないことである。

しかしながらこれらはただ、たまたま一、二例を記して、漢石經の裨益するところがあるのを見ただけである。慎んで石經のことを嗜異者の耳にいれて経書の改竄のきっかけを開くのをまねいてはならない。

定本

許祭酒引述於說文條下者必皆真古文可信者矣今即以一條言之言部詞共也周書曰在夏后之調繫傳周書曰在后之詞臣鑄曰按今尚書作在後之詞此條無論作夏后作后實在言部無疑於顧命侗字實有難詮釋者存以資考異則可而据以定古文將如之何故後人有錄說文所引諸經語以資考者雖自無傷而究非必盡執說文所引為定本也即泰誓之篇古已有偽泰誓矣而今人顧欲雜錄史記諸書以為復古本者竟欲置身於孔門刪定之列歟是以愚姑就許氏所引言之以許祭酒明著曰書孔氏而尚未能遽皆信之況其他乎

26 手稿本

書經聖人所定。其有疑者闕之可也。其或有出後人潤色不敢信爲聖人所定之原本者、則或偶舉某書、某家所稱、附系一二於後、以志敬慎可也。即以古文尚書其最可據者、無若漢許慎說文所稱書、孔氏一語矣。則凡許祭酒引述於說文條下者、必皆真古文可信者矣。今即以一條言之、言部、詞、共也。周書曰、在夏后之詞。繫傳、周書曰、在后之詞、臣鑄曰、按、今尚書作在後之詞。此條無論作夏后、作后、實在言部無疑。於顧命侗字實有難詮釋者、存以資考異、則可、而据以定古文、將如之何。故後人有輯說文所引諸經語、以資考者、雖自無傷而究非必盡執說文所引爲定本也。即泰誓之篇、古已有偽泰誓矣。而今人顧欲雜錄史記諸書、以爲復古本者、竟欲置身於孔門刪定之列歟、是以愚姑就許氏所引言之、以許祭酒明著曰書孔氏、而尚未能遽皆信之、況其他

乎。

『書經』は孔子が刪定したものである。断定できないことについては空白にしておくのが良い。あるいは後の世の人の潤色から出て、あえて孔子が刪定した原本であるとは信じられない部分があるなら、某書、某家の異説を取り上げて、後ろの方へわずかに付載し敬慎の態度を志せばよい。

たとえば古文尚書で最も依据できるのは、後漢の許慎の『説文解字』の絞で「引用したのは、……書は孔氏」、という一語である。つまり、すべて許祭酒が説解の下に引いているものは、いずれもかならず信用できる本物の古文である。

いま一例をあげていうなら、「言」部(三上)に「調、共也、『周書』曰、『在夏后之詞』……臣錯曰、接、今『尚書』作『在后之詞』」とある。

この一条は「夏后」と作るうが「后」と作るうが下の字が「言」部にあったことは疑いないが、そうすると「顧命」篇の「侗」字を「詞」字に変えてはまことに解き明かしにくいものがある。『説文解字』のこの条を保存して文字の異同調べに資するならば良いが、それに据って『古文尚書』「顧命」篇を改定するのは如何なものだろうか。

だから後世の人が『説文解字』所引のたくさんの經書の言葉を輯

佚して一考に資るのは經書はおのずと無傷とはいえ究極のところ必ずしも悉くは『説文解字』所引を定本とするものではない。

たとえば「泰誓」という篇は漢の宣帝の頃からすでに偽「泰誓」があつた。それなのに現代の人はまだ『史記』諸書を雑録して古本を復元したと考え、はてはおのれの身を孔子とその門下が經書を刪定したのと同列に置こうとしている。

だからわたくしはしばらく許氏所引について右のことを言い、許祭酒が「書、孔氏」と明らかに示していても、なおすぐには信じることができない。ましてその他の書物はなおさらだ。

27 手稿本

武成篇無錯簡也篇首至百工受命于周皆史臣挽挈其事之首尾統述於前也王若曰至末皆覆述其事又難盡以史氏叙事之法貫之是以加王若曰詳實於後耳諸家攷訂皆無庸也詳具於書附記

定本

武成篇、無錯簡也。篇首至百工受命于周、皆史臣攷挈其事之首尾、統述於前也。王若曰至末、皆覆述其事、又難盡以史氏叙事之法貫之、是以加王若曰、詳實於後耳。諸家攷訂皆無庸也。詳具於書附記。

「武成」篇に錯簡は無い。篇首から「百工受命于周」までは、すべて史臣がその事の首尾をすべくくり、前のほうにまとめて述べてある。つづく「王若曰」から最後までは、すべてその事を繰り返し述べ、さらに悉く史氏の敍事の法で貫くのが難しいから、まず「王若曰」を加えて史実をそのあとに詳しくのべただけである。諸家の考定はいずれも用いない。詳しくは『書附記』に具わっている。^①

注

(1) 『書附記』卷六「武成」冒頭より訳す。

「武成」篇の文については諸家それぞれ同じでないが、大体はその中に錯簡や誤脱があるといふもので、改訂や移置、考え求める仕事は詳細にわたる。わたくしはそれらのうちに妄りに可否の判定を下そうとはしない。

ただ心を平らかにし静かに考えてみると、宋の夏僕の『尚書評解』に載す須江徐氏の説が最も精確である。曰く、この篇は武王が紂を放伐した勲功がすでに成つてから後に作られたものである。帝辛すなわち紂がまだ生きていた日に作られたものではない。王氏(未詳)たちが言うように、「序」の初めに武王伐殷の語を載せ、「帰獸」と帰りゆく言葉を続け、成文によつて武王が出陣し民衆に誓つているのは悉くこの篇に在り、「泰誓」「牧誓」より先にあつたはずはない。すでに「戊午」(泰誓中)「甲子」(牧誓)など日にちを記すたぐいは「泰誓」「牧誓」に挙がつており、これは放伐にゆき民衆に誓う書であるが、この「武成」篇はまさしく戦に使つた牛馬を逃がし周にもどり殷の旧来の善政を識した書である。だから、冒頭に「一月

28

手稿本

王辰旁死魄、越翼日癸巳、王朝歩自周、于征伐商」とある。これは史臣が王の征伐の意をしるしている。「丁未、祀于周廟、……暨百工受命于周」とある。これは史臣が武王の勲功が成り、廟に祀り天につげ、多くの諸侯が廟に奔走して命を聴くことを記している。「王若曰」から「天下大定」まで、これは史臣が武王の配下に告げた言葉を敍べている。「乃反商政」から「垂拱而天下治」まで、これもまた史臣が武王の政治の実際をしるしたもので、これは、なしに武がどうして決して文と無関係であろうか、ということである。わたくし(翁方綱)はただこれに従う。

定本

德清胡氏著述凡四種今人但知禹貢錐指耳易圖明辨洪範正論二書知者較少平心而論自以易圖明辨第一禹貢錐指次之洪範正論又次之大學翼真又在其下矣易圖明辨板藏胡氏家前數年阮芸臺撫浙飭德清知縣訪求舊本補刻其卷中漫滅字句知縣云已補正矣其實未補也亟宜覓舊本補完之

德清胡氏著述凡四種、今人但知禹貢錐指耳。易圖明辨、洪範正論二書、知者較少、平心而論、自以易圖明辨第一、禹貢錐指次之、洪範正論又次之。大學翼真又在其下矣。易圖明辨板藏胡氏家、前數年阮芸臺撫浙、飭德清知縣訪求舊本補刻其卷中漫滅字句、知縣云已補正矣、其實未補也。亟宜覓舊本補完之。

浙江首領清県の胡渭氏の著述は全部で四種ある。今時の人は『禹貢錐指』だけを知っているばかりだ。『易図明辨』『洪範正論』二書はこれにくらべて知る者が少ない。冷静に論ずるなら『易図明辨』が第一である。『禹貢錐指』がこれに次ぎ、『洪範正論』がまたそれに次ぐ。『大學翼』はまことに、さらにその下にある。

『易図明辨』の板木は胡氏の家に存する。数年前、阮元が浙江巡撫であった時、徳清知県に、胡氏の家をおとない旧本を求め『明辨』巻中の板木が磨滅して不明瞭になつて字句を補刻するように命じたことがあつた。知県はすでに補正しましたといつているが、本当のところまだ補っていない。すみやかに旧本をさがして補完すべきである。

定本

康誥篇首至乃洪大誥治、此數句是周公誥康叔三篇、史氏之總挈處。讀此乃知周公作此三誥、以誥康叔在成王營洛之際、上稱先王之命以誥之也。不但不敢作成王語意、亦非周公自作誥康叔也。實乃稟承武王之意而誥之。凡篇中王若曰、皆是如此。至於中間、曰弘王、曰助王、雖若有逗露今王之意、而其詞仍渾以周家王室言之。蓋三誥句句是述先王之命之體也。及至梓材後半、乃歸到今王惟曰、肆王惟德、則指成王言之也。於是誥辭之體、誥辭之意、兼得之矣。蔡傳乃將左傳史記、千載以來傳信之事改爲武王封康叔、全未理會三誥首節周公洪大誥治之文、反目之爲錯簡、又誤謂梓材一篇爲錯簡。宋儒之亂經此其明白較著者、不特蔡氏書傳也。卽朱子意已如此矣。不特朱子也。歐陽永叔作詩譜已如此矣。

29 手稿本

康誥篇首至乃洪大誥治此數句是周公誥康叔三篇史氏之總挈處讀此乃知周公作此三誥以誥康叔在成王營洛之際上稱先王之命以誥之也不但不敢作成王語意亦非周公自作誥康叔也实乃稟承武王之意而誥之凡篇中王若曰皆是如此至中間曰宏王曰助王雖若有逗露今王之意而誥之其詞仍渾以周家王室言之蓋三誥句句是述先王之命之體也及至梓材後半乃歸到今王惟曰肆王惟德則指成王言之也於此是誥辭之體誥辭之意兼得之矣蔡傳乃將左傳史記千載以來傳信之事改爲武王封康叔全未理會三誥首節周公洪大誥治之文反目之爲

「康誥」の篇首から「乃洪大誥治」まで、この数句は周公が康叔に誥した（告げた）「康誥」「酒誥」「梓材」三篇中で、誥をしるした史氏の、すべくくった箇所である。これを読んではじめて、周公がこの三誥を作つて康叔に誥したのは、成王が洛邑を造営する際にあつたことが分かる。先王の命を引いて誥したのである。あえて成

王の言葉と思いを作らなかっただけでなく、周公みずからが康叔に

説ける言葉を作ったのでもない。実のところは武王の思いをうけて

康叔に説けたのである。いったいに篇中で「王若曰」とあるのはい

ずれもこれである。篇のなかほどに「弘王」「助王」とあるのは今

王の思いが見え隠れしているようであるが、しかしその言葉はなお

周家王室と一体になつてかたられている。

思うに三説の句々は先王の命令の体である。「梓材」の後半まで

たどりついてようやく「今王惟曰」「肆王惟德……」に回帰し、成

王を指してそういうのである。ここにきて説辞の体、説辞の意とも

に理解できた。

ところが蔡沈の『書集伝』は、『春秋左氏伝』『史記』をもつて、
千年来まちがいなく伝えられてきた史実を改め、武王が康叔を封じ
たとし、三説首節の「周公洪大説治」云々の文章を全然理解せず、

逆に「……周公洪大説治」云々の四十八字を「洛説」からの脱稿と
し、さらに「梓材」一篇を錯簡としている。⁽³⁾

宋儒が経書を攢乱する例として、これはその最も明白顯著なもの
である。蔡沈の『書集伝』ばかりではない。その著を委ねた朱子の
意図がすでにこのようであつたのだ。朱子ばかりではない。歐陽脩
の補亡⁽⁴⁾になる鄭玄の『詩譜』もそつた。

注

(1) 乾隆帝の諱が「弘歷」なので、手稿本はそれを避けて「宏」字が当

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

ててある。

(2) 「康説」題下『書集伝』に、「……康説篇首四十八字、為『洛説』脱
簡……」、とある。

(3) 「梓材」篇末に、「獨異氏（未詳）以為誤簡者、為得之」、とある。

(4) 欧陽脩『鄭氏詩譜補亡』一卷を指す。

30 手稿本

吳江朱氏鶴齡毛詩通義在所著尚書碑傳之上碑傳人所知而通義知
者甚少碑傳誤信王柏之說欲移多方篇後數節為多士篇之文乃援蔡
氏考定武成之例竟舉王柏改易之本載於著錄且注每蔡傳云多方當
作多士此則學人所當切戒者

定本

吳江朱氏鶴齡毛詩通義、在所著尚書碑傳之上。碑傳人所知而通
義知者甚少。碑傳誤信王柏之說、欲移多方篇後數節為多士篇之
文、乃援蔡氏考定武成之例、竟舉王柏改易之本、載於著錄。且
引蔡傳云多方當作多士、此則學人所當切戒者。

江蘇省吳江県の朱鶴齡氏の『毛詩通義』は、同じ著者の『尚書碑
伝』にまさる。『尚書碑伝』は人々に知られているが、『通義』は知
るもののが非常に少ない。

『坤伝』は誤って王柏の説を信じ、「多方」篇の後ろの数節を「多士」篇の文としようとした⁽¹⁾、蔡沈氏の「考定武成」の例を引き、

挙句は王柏が改易した本⁽²⁾を著録に載せてある。かつ、蔡沈『書集伝』

を引いて「『多方』とあるのは『多士』に作らねばならない」とい⁽⁴⁾う。これは学人がかなづきつく戒めなくてはならないものである。

注

(1) 王柏『書疑』卷七「多方多士」に、「多方『王曰、嗚呼、猷告爾有方多士、』此下皆称『多士』、則知此二段是『多士』後錯簡」、とある。

(2) 『書疑』卷四「武成」に、「今再考『武成』於後」として、自ら改定した「武成」を載せる。

(3) 手稿本は「且注○（訳者は毎と読む）」とあり、百冊本は「且注（空格）」と写すが、翁方綱の手によって「注」を抹消し空格を「引」字で埋めている。いまそれに従う。

(4) 多方「則惟爾多方……離逖爾土」下に「多方疑當作多士」とある。

31 手稿本

三山林氏書解脱失多方一篇此是其全書之第三十四卷傳刻之本多空焉予從海鹽陳君以綱覓得舊寫本以永樂大典校之乃為補足有志

經學者能補錄以傳之則善矣林氏此書自洛誥已後舊本久失其孫畊叟淳祐庚戌所刻全本謂後數卷得於宇文故家及建安書坊新刊者尚有參差未盡一處應將今通志堂刻林氏尚書解第三十五卷之八頁第

定本

三山林氏書解、脫失多方一篇。此是其全書之第三十四卷。傳刻之本多空焉。予從海鹽陳君以綱、覓得舊寫本。以永樂大典校之、乃為補足。有志經學者、能補錄以傳之、則善矣。林氏此書、自洛誥已後舊本久失。其孫畊叟、淳祐庚戌所刻全本、謂後數卷得宇文故家、及建安書坊新刊者、尙有參差未盡一處、應將今通志堂刻林氏尚書解第三十五卷之八頁第三行末此篇之言三宅句、至九頁第六行又一說三字、凡三十五行皆刪去之。

宋の三山（福建省福州府侯官県）の林士奇氏の『尚書全解⁽¹⁾』は、「多方」一篇がぬけている。これは全書の第三十四卷にあたる。伝えられてきた刻本はたいていこの部分が空白になっている。わたしは浙江省海鹽県の陳以綱君にしたがい、搜索の結果、旧写本を得た。『永樂大典』と旧写本を較べると、結果は補足となるものであった。経学に志の有るもののがうまく補刻してこれを伝えたならば、よろしかろう。

林士奇氏のこの書物は、旧本では「洛誥」以下が長い間失われていた。林士奇氏の孫の林畊老人が、南宋の淳祐十年（一二五〇）に全本を刻し、後ろの数巻は宇文氏の古くから続く家、および建安書

三行末此篇之言三宅句至九頁第六行又一說三字凡三十五行皆刪去之

房の新刊から得たと謂う。なお食い違いがあつて、悉くは一つところに決まらない。いま『通志堂經解』本の林氏『尚書全解』によつてその旧写本を見ると、第三十五卷の八頁第三行末の「此篇之言三宅」句から九頁第六行「又一説」にいたるまでの計三十五行はすべて刪去されている。⁽³⁾

注

- (1) 邵懿辰撰、邵章統錄『增訂四庫簡明目錄標注』卷第一に、「尚書全解」四十卷、宋林士奇撰。原本自『洛誥』以下皆佚。其孫畊綴拾補完。明以来又佚『多方』一篇、今以『永樂大典』所載補之。(小字)通志堂本、佚『多方』一篇」云々とある。
- (2) 「此篇(改行)之言三宅」、また双行で「又一説」。
- (3) 『書附記』卷十二「多方」にほぼ同文ながらより詳しく述べた一条がある。

32 手稿本

康王之誥皆布乘黃朱從來誤作四黃馬解於文義既失而於禮義遂大舛未有糾正之者此黃朱二字相連為文非乘黃二字連文也黃朱諸侯祭服也乘者四也布者陳其祭服而不敢服之也曷嘗有康王受諸侯幣馬之事哉蓋自孔疏已誤解而諸家皆未喻之詳具愚書附記

定本

康王之誥、皆布乘黃朱、從來誤作四黃馬解、於文義既失、而於

『蘇齋筆記』訳注稿(吉田)

禮義遂大舛、未有糾正之者。此黃朱二字相連爲文、非乘黃二字連文也。黃朱、諸侯祭服也。乘者、四也。布者、陳其祭服而不敢服之也。曷嘗有康王受諸侯幣馬之事哉。蓋自孔疏已誤解、而諸家皆未喻之。詳具愚書附記。

注

- (1) 孔穎達疏に「四馬曰乘。乘黃正是馬色黃矣。……朱、其尾鬣也」とある。
- (2) 思うに孔穎達疏からすでに誤っているのに、どの学者もみな諭したことがない。詳しくはわたくしの『書附記』に具わっている。

(2) 『書附記』卷十三「康王之説」を抜粋して示す。

この説は諸侯が新たに即位した康王にまみえた際のもので、両諸侯が敵対している時にみつぎものをする賜礼とは違う。……「布」といっているのは新君(康王)が先王の廟につげまみえている際に、諸侯が祭服を敷いているとはいえ敢えて着用しないのである。……「黄朱」の祭服を「布」き、……一式一組「四」つと數え上げたのである。